

- て行う。
- イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - ウ 狩猟に関する技能試験
狩猟免許の種類（網・わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。
※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験に合格した者のみに適性試験、技能試験を実施する。
- (2) 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習
- ア 狩猟に関する適性検査内容
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - イ 狩猟に関する講習内容
法及び法施行令、狩猟鳥獣の判別並びに猟具の取扱いについて行う。
- 3 試験等の日程及び場所
- (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおり
 - (2) 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおり
- 4 申請手続
- (1) 申請書類の請求先
申請書類の請求先は、熊本県各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課及び熊本県環境生活部自然保護課並びに社団法人熊本県猟友会とする。
 - (2) 申請書類の提出先
ア 申請者の住所地を所管する熊本県各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課とし、熊本市内に住所を有する者の提出先は熊本県環境生活部自然保護課とする。
イ 第2回目の狩猟免許試験についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
ウ 平成16年9月5日実施の狩猟免許更新のための適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - (3) 申請書類の受付期限
狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の実施日の7日前までに必着のこと。
 - (4) 提出書類等
ア 狩猟免許試験
(ア) 狩猟免許申請書 1部
(イ) 写真（申請前6か月以内の撮影で、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートル） 1部
(ウ) 1の(2)から(4)までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書1部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証を提示することにより、これに代えることができる。）
(エ) 80円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
イ 狩猟免許更新
狩猟免許更新申請書 1部
※ 以下狩猟免許試験の提出書類に同じ。
 - (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許更新申請手数料
熊本県手数料条例（平成12年条例第9号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
ア 狩猟免許申請手数料 5,300円。ただし、既に網・わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、4,000円。
イ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円
- 5 試験等当日の携行品
- (1) 受験票
 - (2) 筆記用具
- 6 その他
- (1) 天災その他特別の事由により実施日時及び場所等を変更することがある。
 - (2) 不明の点は、熊本県各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課及び熊本県環境生活部自然保護課に問い合わせること。

別表1 狩猟免許試験実施日程及び会場

区分	日 程	場 所
第1回目	平成16年6月27日（日）	熊本県各総合庁舎会議室 （熊本市内においては熊本県庁会議室）
第2回目	平成16年8月8日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室